

# 臨時特例つなぎ資金のごあんない

2015年4月

離職者を支援するための公的給付制度・貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その資金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、自立した生活を支援することを目的としています。

## 制度の対象となる方（下記のすべてに該当する方） 貸付には審査があります。

（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける）

- ① 仕事を失い、住居がない方
- ② 離職者を支援する公的制度の申請を受理されており、かつ生活に困窮している方

### 離職者を支援する公的制度

住居確保給付金・生活保護・雇用保険失業給付・職業訓練受講給付金

※まだ申請されていない方は、まず、これら公的制度の申請を行ってください。

- ③ 申込をする本人名義の金融機関口座を有している方
- ④ これまでに生活福祉資金等を借り入れ償還が滞っていない方（世帯員も含む）
- ⑤ 現在、自己破産や個人再生等の債務に関する法的手続き中でない方（世帯員も含む）

## 貸付条件

### 貸付限度額

10万円を限度とした必要最低額（貸付額は申請金額に基づき、審査により決定）

単身世帯 3000円×申請給付制度等の交付日まで

扶養世帯 5000円×申請給付制度等の交付日まで

### 貸付利子

無利子

### 連帯保証人

不要

### 償還方法

原則、一括償還。困難な場合のみ3回以内で分割償還

※総合支援資金（生活支援費）を借入れる場合は、貸付金から天引き償還

## 借入申込手続き等

- ・相談窓口 居住を予定する市区町村社会福祉協議会
- ・申込方法 借入申込書・公的制度の申請が受理されていることを証明する書類・本人確認書類・口座振替依頼書・金融機関口座通帳のコピー等を居住予定の市区町村社会福祉協議会へ提出します。
- ・貸付決定 貸付の可否は大阪府社会福祉協議会の審査があります。
- ・貸付金の交付等 貸付決定後にあらかじめ提出いただいた金融機関口座へ振り込みます。

## ご注意

- 送金方法は、決定額一括での入金となります。
- 申請されている制度が決定された際は、必ずご連絡ください。
- 申請している公的制度の実施機関に対して、申し込み内容に関する情報提供を行います。
- 本資金申し込みの際、申込書の償還計画に基づいた借用書を作成し提出していただきます。
- 失業者を支援する公的制度を現在利用中の方は、本資金の対象となりません。

お問い合わせ先：大阪府社会福祉協議会 生活支援部 TEL06-6762-9480 FAX06-6767-1562